

国立大学法人東京医科歯科大学 医学部附属病院支援基金規則

平成27年3月31日
規則第88号

（設置）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、医学部附属病院支援基金（以下「基金」という。）を置く。

（目的）

第2条 基金は、診療環境の改善等により患者サービスの向上を目的とする。

（事業）

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 先端的医療の開発推進事業
- (2) 診療体制の充実事業
- (3) 診療環境整備事業
- (4) その他基金の目的達成に必要な事業

（特定基金）

第4条 特定の目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

2 前項に規定する特定基金の運営に関しては、別に定める。

（謝意表明）

第5条 基金は、寄附者に対して謝意を表明する。

2 前項に規定する謝意の表明に関しては、別に定める。

（運営委員会）

第6条 基金に、管理運営に関する重要事項を審議するため、医学部附属病院支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の組織）

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 事務部長
- (4) その他病院長が必要と認める者

2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、病院長の任期の末日以前までとする。

3 定年退職日又は雇用に係る任期満了日が前項の規定による任期の末日以前である委員の任期は、同項の規定にかかわらず、当該定年退職日又は雇用に係る任期満了日とする。

(運営委員会の審議事項)

第8条 運営委員会は第3条に規定する事業を遂行するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の計画
- (2) 募金活動の企画・立案・推進
- (3) その他基金の推進に関し必要な事項

(委員長)

第9条 運営委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

(庶務)

第11条 運営委員会の庶務は、医学部附属病院総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。